

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第83号

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

道路占用料徴収条例（昭和28年岩手県条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
占用物件	占用料				占用物件	占用料			
	単 位	所在地				単 位	所在地		
		第1級地	第2級地	第3級地			第1級地	第2級地	第3級地
[略]					[略]				
[略]	[略]				[略]	[略]			
政令第7条第14号に掲げる施設					政令第7条第14号及び第15号に掲げる施設				
[略]					[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。									

附 則

この条例は、公布の日から施行する。